

参議院憲法審査会規定の策定に反対する声明

民主党、自民党両党は10月19日、参議院国対委員長会談を行い、参議院の憲法審査会規定を策定することで合意した。さらに21日には、参議院運営委員会理事会において、規定の内容について詰めの協議を進めることを確認している。

本年5月、「日本国憲法の改正手続に関する法律」が施行され、衆議院憲法審査会においても規定が制定されている。参議院において規定が制定されれば、憲法改正の手続きは具体的に開始できることとなる。

民主党は野党時代、安易な憲法改正の動きはさせないとして、衆議院憲法審査会規定の議決に反対している。それにも関わらず、国対委員長の合意によって議論を開始させたことは、憲法改正という最も重要な課題を国会運営の道具として利用したばかりでなく、民主党に対する国民の負託をないがしろにする暴挙である。

JR総連は平和憲法を守る立場から、憲法改正に断固反対し、参議院憲法審査会規定の策定を進めることに強く抗議する。あわせて、改憲手続き法の廃止を強く求めるものである。

2010年11月25日

全日本鉄道労働組合総連合会

(JR総連)

第7回執行委員会